

政令第 号

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十月一日とする。

理由

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。